



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 1 4 号 令和 8 年 2 月 1 7 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
9 3	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
9 4	特定第 2 号漁業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件	水産振興課
9 5	道路の区域を変更する件	高規格道路課
9 6	同	同
9 7	道路の供用を開始する件	同
9 8	同	同

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
3 0	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
3 1	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
3 2	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	
3 3	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があった件	

【人事委員会規則】

番 号

表

題

担当課名

職員の任用に関する規則の一部を改正する
規則

徳島県告示第九十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和八年二月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 大歩危峡観光遊船有限会社

住 所 三好市山城町西宇一五二〇番地

代表者 代表取締役社長 大平修司

2 工場又は事業場

名 称 峡谷の湯宿 大歩危峡まんなか

所在地 三好市山城町西宇一六四四番地一

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三口に規定する洗濯施設及び同号八に規定する入浴施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和八年二月十七日から

令和八年三月十日まで

2 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び三好市環境福祉部環境課

徳島県告示第九十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百八条第四項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和八年二月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

法第百四条第二号に掲げる漁業

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
由岐加入区	由岐漁業協同組合の地区	底びき網を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上百トン未満のもの）及び小型定置漁業以外の漁業

徳島県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和八年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

208		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
一宮下中筋				徳島市一宮町東丁二四〇番一 地先から 二五二番一 地先まで		旧	四・一〇六・五	五〇・五
同						新	六・三三八・三	五〇・五

徳島県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和八年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理番号		路線名	区間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
261		菅生伊良原	同	三好市東祖谷菅生五八四番五地先から 同 番一六地先まで 五八四	新	一四・四〇・一七・六	二〇・八
					旧	四・三〇・五・一	二〇・八

徳島県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和八年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
208	一宮下中筋	徳島市一宮町東丁二四〇番一 地先から 同 二五二番一 地先まで	五〇・五	令和八年二月十七日

徳島県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和八年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
261	菅生伊良原	三好市東祖谷菅生五八四番五 地先から 同 五八四番一 六地先まで	二〇・八	令和八年二月十七日

徳島県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和八年二月十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一 政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
中道改革連合徳島県 第1区総支部	高橋 永	山川 誠	徳島市吉野本町二丁目二〇・一七 幸福堂ビル 一階	衆議院議員	。	令和八年 一月二十二日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
かつのり会	正木 克 宜	正木 克 宜	三好市池田町イケミナミ一九五八番地	令和八年 一月十三日
正木かつのり後援会	正木 克 宜	正木 克 宜	三好市池田町イケミナミ一九五八番地	令和八年 一月十三日
藤原まさき後援会	藤原 昌 樹	田岡 秀 平	美馬市美馬町字中横尾三六番地	令和八年 一月十四日

藤 枝 主 市 後 援 会	島 尾 明 良	中 川 博 雅	三好郡東みよし町加茂一八三六・三	令 和 八 年 一 月 二 十 三 日
---------------------------------	------------------	------------------	------------------	--

徳島県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一 政党の支部

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項		異動の内容		異動年月日
立憲民主党徳島県 第1区総支部		庄野昌彦		国会議員関係 政治団体の区分 公職の種類	代表者の氏名	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	国会議員関係政治 団体に係る国会議員関係政治 団体	令和八年 一月二十日
自由民主党 板野町支部		眞貝浩司		会計責任者の 氏名 主たる事務所の 所在地	代表者の氏名	東根弘幸	根ヶ山昇	令和八年 一月二十三日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容	異動年月日
---------	--------	------	-------	-------

徳島県獣医師連盟	松尾誠作後援会	
多田利光	明石益治	
氏名 会計責任者の	代表者の氏名	
岸本裕治	明石益治	新
片山正敏	高村昌枝	旧
五月二十九日 令和七年	十二月三十日 令和七年	

徳島県選挙管理委員会告示第三十二号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
令和八年二月十七日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
久川治次郎後援会	久川治次郎	令和七年十二月三十一日
橋本国勝後援会	前川隆弘	令和七年十二月三十日
板野町をよくする会	大西洋二	令和七年十二月三十一日
玉井孝治後援会	玉井孝治	令和七年十二月三十一日

徳島県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

資金管理団体の届出をした者 （代表者）の氏名		資 金 管 理 団 体		指定年月日
氏 名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	
正 木 克 宜	三 好 市 議 会 議 員	か つ の り 会	三好市池田町イケミナミ一九五八番地	正 木 克 宜
				令 和 八 年 一 月 一 日

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年二月十七日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則四一九）の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「適性試験」を「実地試験」に改め、同条第四号中「実地試験」を「経歴評定」に改める。

第十三条第二項を次のように改める。

2 人事委員会は、採用試験の実施に当たり、あらかじめ、実施計画を定めるものとする。

第十六条に次のただし書を加える。

ただし、人事委員会が指定する採用試験の方法については、この限りでない。

第十八条中「新聞、放送」を「徳島県のホームページへの掲載」に改める。

第二十五条第一項中「第一次試験の実施の日時、試験場その他」を削る。

第二十六条第二項中「当該受験申込書を返還しなければ」を「その旨を通知しなければ」に改める。

第二十九条第三項を削る。

第三十条を次のように改める。

第三十条 人事委員会は、第三十八条第一項の規定による第一次試験の合格者の受験番号の発表に併せて、徳島県のホームページへの掲載その他適切な方法により、第二次試験の実施の日時、試験場その他受験に必要な事項を公表するものとする。

第三十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第十六条ただし書に規定する採用試験の方法については、この限りでない。

第三十七条第一項中「結果」を「うち人事委員会が別に定める試験種目の結果」に改める。

第三十八条を次のように改める。

（合格者の発表）

第三十八条 人事委員会は、第一次試験の合格者を決定したときは、徳島県のホームページへの掲載その他適切な方法により、その受験番号を発表する。

2 人事委員会は、採用試験の最終合格者を決定したときは、徳島県のホームページへの掲載その他適切な方法により、その受験番号を発表するとともに、採用試験に合格した旨その他必要な事項を合格者に書面で通知するものとする。

第六十一条第一項中「第五号及び第六号」を「第四号から第六号まで」に改め、「、第三十八条」の下に「（ただし書を除く。）」、第十七条を加え、「並びに第二十六条から第三十八条」を「まで、第二十六条から第三十条まで、第三十一条（第一項ただし書を除く。）並びに第三十二条から第三十八条（第一項を除く。）」に、「新聞、放送」を「徳島県のホームページへの掲載」に、「第三十八条中「人事委員会の定める場所に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、採用試験に合格した旨その他必要な事項を合格者に書面で通知する」とあるのは「昇任試験に合格した旨その他必要な事項を合格者に書面で通知する」を「第三十条中「第三十八条第一項の規定による第一次試験の合格者の受験番

号の発表に併せて、徳島県のホームページへの掲載その他適切な方法により、第二次試験の実施の日時、試験場その他受験に必要な事項を公表」とあるのは「第一次試験の合格者を決定したときは、当該合格者に対し、第二次試験の実施の日時、試験場その他受験に必要な事項を通知」と、第三十七条第一項中「うち人事委員会が別に定める試験種目の結果」とあるのは「結果」と、第三十八条第二項中「採用試験の最終合格者」とあるのは「昇任試験の合格者」と、「徳島県のホームページへの掲載その他適切な方法により、その受験番号を発表するとともに、採用試験」とあるのは「昇任試験」に改める。

第六十六条第一項第一号中「の実施」を削り、「第十六条（試験の日時、試験地及び試験場を指定する権限を除く。）及び第三十一条から」を「第十六条本文（試験を実施する権限に限る。）」、「第三十一条（第一項ただし書を除く。）及び第三十二条から」に改め、「まで」の下に「並びに第八条第四号に規定する試験の方法に係る第十六条本文（試験を実施する権限に限る。）」を加え、同項第二号中「第十六条」の下に「（ただし書を除く。）」を加え、「並びに第二十六条」を「第二十六条から第三十条まで、第三十一条（ただし書を除く。）並びに第三十二条」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の任用に関する規則の規定は、令和八年二月一日以後に第一次試験を実施する採用試験について適用する。